

(平成16年度11月15日)

部等名

森林環境部

件名	平成15年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について																														
経緯	県内の公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条により、毎年、国土交通省及び甲府市と協議して測定計画を作成し、この測定計画により水質測定を実施している。																														
内容	<p>[公共用水域の水質測定結果]</p> <p>1 測定地点数 50(27)地点 ()内の数値は環境基準点 (県測定地点 : 31(16)、国土交通省測定地点 : 12(8)、甲府市測定地点 : 7(3))</p> <p>2 測定項目及び測定回数 人の健康の保護に関する環境基準項目 (カドミウム等 26項目 : 年 1 ~ 12回) 生活環境の保全に関する環境基準項目 (B O D 等 8 項目 : 年 6 ~ 24回) 人の健康の保護に関する要監視項目 (クロロホルム等 22項目 : 年 1回)</p> <p>3 測定結果 人の健康の保護に関する環境基準項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 砒素を除く 25項目については、すべての地点で環境基準を達成した。 ・ 砒素については、塩川ダム貯水池 (須玉町) で地質由来により環境基準を超過した。 (年間平均値 0 . 0 1 1 mg / リットル。環境基準は 0 . 0 1 mg / リットル) <p>生活環境の保全に関する環境基準項目 (B O D : 生物化学的酸素要求量 ・ COD : 化学的酸素要求量)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川 河川の評価の指標となる B O D の環境基準達成率は、81 . 8 % (18 / 22 地点) であった。 ・ 湖沼 湖沼の評価の指標となる C O D の環境基準達成率は、60 % (3 / 5 地点) であった。 <p>《環境基準達成率の推移 (%) 》</p> <table border="1" data-bbox="288 1659 1345 1872"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 7</th> <th>H 8</th> <th>H 9</th> <th>H 10</th> <th>H 11</th> <th>H 12</th> <th>H 13</th> <th>H 14</th> <th>H 15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河 川</td> <td>40.9</td> <td>50.0</td> <td>59.1</td> <td>63.6</td> <td>68.2</td> <td>77.3</td> <td>72.7</td> <td>90.9</td> <td>81.8</td> </tr> <tr> <td>湖 沼</td> <td>20.0</td> <td>40.0</td> <td>40.0</td> <td>20.0</td> <td>40.0</td> <td>20.0</td> <td>40.0</td> <td>40.0</td> <td>60.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>人の健康の保護に関する要監視項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針値を超過した地点はなかった。 </p></p>		H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	河 川	40.9	50.0	59.1	63.6	68.2	77.3	72.7	90.9	81.8	湖 沼	20.0	40.0	40.0	20.0	40.0	20.0	40.0	40.0	60.0
	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15																						
河 川	40.9	50.0	59.1	63.6	68.2	77.3	72.7	90.9	81.8																						
湖 沼	20.0	40.0	40.0	20.0	40.0	20.0	40.0	40.0	60.0																						

[地下水の水質測定結果]

1 調査方法

概況調査（県内全体の地下水の水質の概況を把握する調査）

- ・ 測定地点数：環境基準項目：51地点
要監視項目：30地点
- ・ 測定項目：環境基準項目（カドミウム等26項目）
要監視項目（クロロホルム等22項目）
- ・ 測定回数：環境基準項目 年2回
要監視項目 年1回

汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において、環境基準項目の測定結果が環境基準を超えたときに、原因究明及び汚染範囲の確定を行う調査）

- ・ 平成15年度は該当なし

定期モニタリング調査（過去の調査により環境基準値を超過し、継続的に監視する必要がある地点の調査）

- ・ 測定地点数：38地点
- ・ 測定項目：過去の調査において環境基準値を超過した項目等
- ・ 測定回数：年2回

2 調査結果

概況調査（環境基準項目51地点）（要監視項目30地点）

- ・ 環境基準項目では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点（八代町）で超過したが、それ以外の地点はすべて環境基準を達成した。

基準値超過井戸 1地点（うち飲用井戸 0地点）

基準値内検出井戸 50地点（うち飲用井戸25地点）

- ・ 要監視項目を調査した30地点のうち、1地点で指針値が示されていないニッケルが定量下限をわずかに超えて検出された。

検出井戸 1地点（うち飲用井戸 1地点）

不検出井戸 29地点（うち飲用井戸11地点）

定期モニタリング調査（38地点）

38地点のうち23地点で引き続き環境基準を超過したが、15地点で環境基準を達成した。

基準値超過井戸 23地点（うち飲用井戸1地点）

基準値内検出井戸 11地点（うち飲用井戸1地点）

不検出井戸 4地点（うち飲用井戸1地点）

内

容

問い合わせ

大気水質保全課 水質担当

T E L 055-223-1511